

河川賠償責任保険 仕 様 書

1 業務名

河川賠償責任保険

2 対象施設

広島県が管理する河川管理施設

この仕様書における「河川管理施設」は次に掲げるものをいう。

- (1) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 9 条第 2 項の規定により知事が管理する一級河川の指定区間及び第 10 条第 1 項の規定により知事が管理する二級河川
- (2) 河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設（河川管理用通路を含む）
- (3) 河川法第 6 条第 1 項各号に規定する河川区域

3 契約締結の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 令和 6 年広島県告示第 607 号（平成 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61 J 損害保険」の資格を認定されている者であること。
- (5) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 3 条第 5 項に規定する損害保険業免許を有している者であること。
- (6) 賠償に関する事故内容検証及び協議、資料提供等の支援を行う体制を有する本店又は支店、営業所を広島市内に有していること。
- (7) 過去 3 年以内に国又は地方公共団体と道路、河川および砂防関係施設のいずれかに係る賠償責任保険の契約を締結し、誠実に履行していること。
- (8) 特約について
施設所有管理者特約条項に河川追加条項を含めること。
機密情報取扱特記事項を含めること。
費用内枠払特約は不担保とすること。
- (9) 保険金額及び免責金額は、次のアからウに定めるとおりとする。

ア 対人賠償保険金額	1 名につき	1,000 万円
	1 事故につき	1 億円
イ 対物賠償保険金額	1 事故につき	1,000 万円
ウ 免責金額	対人賠償・対物賠償とも無し	

4 対象河川実延長（管理延長）

広島県管理の法河川 2,758.2 km

- (1) 一級河川 2,127.0 km
- (2) 二級河川 631.2 km

5 保険履行期間

始期：令和8年4月15日午後4時

終期：令和9年4月15日午後4時

6 その他の条件

- (1) 円満な解決に向けて、全力を挙げて援助、協力すること。
- (2) 車両損害額が20万円以上になる見込みの場合は、アジャスターを修理工場へ派遣すること。
- (3) 事案の解決に必要な場合、県の求めに応じ、事故に関する調査を行うこととし、その結果について意見を付して報告すること。
- (4) 県土木建築局の職員だけで対応が困難となった場合は弁護士へ折衝を委任することがあるので、県からの協議に対応すること。
- (5) この契約による事務処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項及び第67条の規定を遵守すること。
- (6) この契約による業務に関して知りえた保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合には、法第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は履行中に疑義が生じた場合は、土木建築局道路河川管理課と協議して決定するものとする。